

令和 7 年度
砺波市一般廃棄物処理計画

令和 7 年 4 月
砺 波 市

目 次

I 一般廃棄物処理の基本事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画区域	1
4 計画収集人口	1

II ごみ処理基本方針

1 ごみの排出抑制・資源化施策	2
2 その他の施策	2

III 令和7年度一般廃棄物処理実施計画書

III-1 令和7年度一般廃棄物（ごみ）処理計画

1 収集・運搬する廃棄物の種類及び自分で処理する廃棄物	3
2 搬入先	6
3 一般廃棄物収集運搬業務委託業者（ごみ）	7
4 一般廃棄物収集運搬業務許可業者（ごみ）	7

III-2 令和7年度一般廃棄物（し尿（生活排水））処理計画

1 収集・運搬する一般廃棄物、収集回数及び収集方法.....	8
2 搬入先	8
3 処理手数料	8
4 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿）	9
5 計画年間処理量	9

I 一般廃棄物処理の基本事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第1条の3に基づき策定するものであり、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、市内における一般廃棄物の安定的かつ適正な処理を遂行するため、これに関する基本的事項を定めるもの。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画区域

砺波市の全区域とする。

面 積 (km ²)
127.03

4 計画収集人口 (令和7年4月1日現在)

区 域	計画収集人口 (人)	世 帯 数 (世帯)
砺波エリア	41,389	15,942
庄川エリア	5,148	1,923
計	46,537	17,865

1 ごみの排出抑制・資源化計画

①排出抑制を図る ごみの種類	可燃ごみ	古紙、布、紙パック、 アルミ缶	資源ごみ	事業系ごみ
②排出抑制の方法	・指定袋(有料)制 ・水切り等減量の啓発	有価物集団回収奨励 金制度を設け資源の 有効利用を普及啓発	・分別収集の徹底 ・簡易包装やマイ バッグ持参運動の 促進	ごみ減量の啓発
③資源化の方法	堆肥化	再生利用事業者へ	再生利用事業者へ	

2 その他の施策

廃棄物について、不法投棄防止のための監視パトロールを行い、また、野焼きのルールや犬の散歩でのマナーなどを普及啓発し、適正に処理されるよう努める。

Ⅲ 令和7年度一般廃棄物処理実施計画書

Ⅲ－1 令和7年度一般廃棄物ごみ処理計画

1 収集・運搬する廃棄物の種類及び自分で処理する廃棄物

(1) 市が収集するごみ

①ごみの種類	燃えるごみ	プラスチックごみ	資源ごみ
②実施主体	委託業者	同左	同左
③対象区域	市内全域	市内全域	市内全域
④収集回数	2～3回／週	2回／月	1回／月
⑤収集方法	ステーション 696箇所	ステーション 386箇所	ステーション 120箇所
⑥収集機材	パッカー車	パッカー車	パッカー車、 平ボディー
⑦搬入先	クリーンセンターとなみ	クリーンセンターとなみ (株)南砺工業所	クリーンセンターとなみ (株)南砺工業所 (株)林商店

(2) 収集ごみ以外で、排出者がクリーンセンターとなみへ持ち込むことができるごみ

種 類	内 訳	備 考
燃えるごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	生ごみ、なべ、たんすなど ごみ処理手数料 50kgまで350円 10kg増すごとに50円加算	砺波広域圏事務組合条例
畳	ごみ処理手数料 1枚500円	
スプリング入り マットレス (木枠のないもの)	ごみ処理手数料 1枚1,000円	
タイヤ (ホイール付き可、普通車まで) バッテリー (普通車まで)	ごみ処理手数料 1本(個)300円	
がれき類	ごみ処理手数料 100kgまで500円 10kg増すごとに100円加算	

(3) 自分で処理するごみ(販売店や専門業者で処理するもの)

区分	内 訳	備 考
家電リサイクル法 対象品	家電リサイクル法施行令(平成10 年政令第378号)第1条各号に規 定する機械器具(エアコン、テレビ	廃家電の持込(受取)が可能な施設へ引き渡 すこと。 ※リサイクル料金の他に別途運搬料金が必要

	(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機。)	・(株)高岡市衛生公社 ・(株)HARITA ・北陸トナミ運輸(株)
パソコン	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)第6条別表第6第1号上段に規定するパーソナルコンピューター(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。以下「パソコン」という。)	メーカーへ引き取ってもらう、又はクリーンセンターとなみへ持ち込むこと。
自動車	自動車リサイクル法(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済み自動車	都道府県知事などの登録を受けた引取業者(取扱店など)に当該使用済自動車を引き渡すこと。
オートバイ	二輪車リサイクルシステムが対象とするもの	二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店へ持ち込むこと。
その他	引火性の強いもの(シンナー、灯油、廃油など)	当該物を取り扱っている店などに引き取ってもらい、当該店などが適正に処理すること。
	爆発物(ガスボンベ、火薬など) 危険物(硫酸・塩酸・農薬など)	
	家屋廃材 木の株	家屋廃材、庭の大規模な剪定などに伴って生じる多量のごみは、自ら一般廃棄物処理施設に搬入、又は許可業者に委託して処理すること。
	医療用廃棄物	注射針などの在宅医療廃棄物については、当該注射針を販売した医療機関・薬局などに引き取ってもらい、当該医療機関・薬局などが適正に処理すること。
	新聞、雑誌、紙パックなど	店頭回収等を利用すること。
事業系ごみ	事業系一般廃棄物	事業者自らクリーンセンターとなみに搬入するか、市の許可業者に依頼すること。
	産業廃棄物	産業廃棄物処理業者に依頼すること。

(4) 処理手数料

種 別	単 位	金 額 (円)	備 考
一般家庭系ごみ袋 (1袋につき)	指定袋 大	30	砺波市条例に基づく
	指定袋 中	20	
	指定袋 小	10	
	落葉等専用	20	

(5) 計画年間収集処理量

(単位：t)

年 度	収集処理量	内 容 (廃棄物の種類)			
		可 燃	不 燃	資 源	粗 大
平成28年	14,526	12,857	429	532	708
平成29年	14,667	12,957	343	572	795
平成30年	13,345	11,359	277	617	1,092
令和1年	13,669	11,471	249	612	1,367
令和2年	14,093	11,223	259	610	2,001
令和3年	14,161	11,458	222	577	1,904
令和4年	13,945	11,570	218	557	1,600
令和5年	13,436	11,173	211	539	1,513
令和6年	13,526	11,096	203	555	1,672
令和7年 計 画	13,796	11,318	207	566	1,705

2 搬入先

ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）砺波広域圏事務組合

クリーンセンターとなみ 対象：砺波市、南砺市の一部（福野・井波・利賀）

〒939-1315 砺波市太田 1873-1 TEL:0763-32-5648 FAX:0763-32-5860

（１）焼却施設

設 備 設 置	平成3年1月（業務開始／昭和45年4月）
建物延床面積	2, 135㎡
総 敷 地 面 積	16, 915㎡（粗大ごみ処理施設含）
処 理 設 備	受入供給設備、燃料設備、余熱利用設備、焼却ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出設備、給排水設備、排水処理設備、
処 理 能 力	45t／24h×2基
推 進 運 動	施設見学会、家庭ごみの分別収集啓発チラシ作成、再利用物品の取扱い

（２）粗大ごみ処理施設

設 備 設 置	平成8年9月
建物延床面積	1, 807㎡
処 理 設 備	受入供給設備、破碎設備、搬送設備、選別設備、集じん設備、貯留・排出設備、給排水設備、電気計装設備
処 理 能 力	9t／5h

（３）埋立処分地施設 砺波市徳万地内

設 備 設 置	平成13年4月
総 面 積	77, 651㎡
埋 立 面 積	10, 500㎡
埋 立 容 積	57, 000㎡
処 理 設 備	平面・斜面しゃ水設備、漏水検知システム

（４）浸出水処理施設 砺波市徳万地内

設 備 設 置	平成13年4月
建物延床面積	809.53㎡
処 理 設 備	カルシウム除去、接触曝気方式、凝集沈殿、活性炭、キレート吸着
処 理 能 力	80㎡／日

3 一般廃棄物収集運搬業務委託業者（ごみ）

	業 者 名	所 在 地
1	(株)南砺工業所	南砺市やかた 370
2	(株)高岡市衛生公社	砺波市太田 1877-1

4 一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）

	業 者 名	所 在 地
1	デムラ工業(株)	砺波市千代 248-3
2	(株)高岡市衛生公社	砺波市太田 1877-1
3	(株)南砺工業所	南砺市やかた 370
4	(株)HARITA	高岡市福岡町本領 1053-1
5	坂本組(株)	砺波市芹谷 2-2
6	木村商店（木村秀喜）	南砺市北川 348-15
7	北陸ポートサービス(株)	富山市東岩瀬荒川町 380
8	(株)アイザック・トランスポート	富山市米田町 1-6-30
9	(有)プランタン	南砺市利賀村上百瀬 158
10	(株)神下組	砺波市庄川町金屋 74-1
11	(株)かんでんエルファーム	南砺市津島 1
12	(株)富山環境整備	富山市婦中町吉谷 3-3
13	(公社)砺波市シルバー人材センター	砺波市高道 217-2
14	(有)ホープ研	高岡市福岡町土屋 20
15	三友商事（有）	滑川市荒俣 25
16	(株)新陸運輸	南砺市八幡 58-6
17	(有)昭信機工	南砺市岩屋 55
18	有馬建設(株)	砺波市西中 70-3
19	(株)ハートグリーン富山	砺波市春日町 1-25
20	宮窪建設(株)	砺波市庄川町青島 3738
21	(株)アルト	富山市水橋市田袋 280
22	合同会社 RAKURA	砺波市千代 799-67
23	(公社)南砺市シルバー人材センター	南砺市院林 88-3
24	(株)林商店	南砺市長源寺 77
25	トラストアップ(株)	高岡市戸出町 5-4-66

Ⅲ－２ 令和７年度一般廃棄物（し尿（生活排水））処理計画

１ 収集・運搬する一般廃棄物、収集回数及び収集方法

一般廃棄物の種類	収 集 回 数	収 集 方 法	備 考
し 尿	概ね月１回	各戸収集方式	使用者により収集業者に連絡
浄化槽汚泥	年１回以上	各戸収集方式	同上

２ 搬入先

砺波エリアより排出されるし尿・浄化槽汚泥は、八十歩中間貯留槽に一時投入後、まとめて搬出し砺波地方衛生施設組合において処理を行うものとする。

庄川エリアより排出されるし尿・浄化槽汚泥は、井波庄川中間貯留槽に一時投入後、まとめて搬出し砺波地方衛生施設組合において処理を行うものとする。

①中間貯留槽

処理施設へまとめて運搬を行うために、市内に中間貯留槽を置き、し尿・浄化槽汚泥を別に保管する。

施 設 名	運営主体	所 在 地	備考（容量㎡）	
			し 尿	汚 泥
八十歩中間貯留槽	砺波市	砺波市八十歩１４８	１２５	１２５
井波・庄川中間貯留槽	砺波市 南砺市 共同	砺波市庄川町金屋字 大反保３４９５	１００	１００

②処理施設の概要

施 設 名	運営主体	所 在 地	備 考
砺波地方衛生施設組合 （クリーンシステムとなみ）	砺波地方衛生施設組合	高岡市福岡町土屋 ７１０	

３ 処理手数料

種 別	単 位（Ｌ）	金 額（円）	備 考
し 尿	１０	６３	砺波市条例に基づく

4 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿）

業 者 名	所 在 地
（有）クリーンアクト砺波	砺波市林 1316
デムラ工業(株)	砺波市千代 248-3
（有）井波庄川衛生工業	砺波市庄川町示野 182
日本環境クリーン(株)	砺波市石丸 156-1
（有）となみ環境開発	砺波市林 1316

5 計画年間処理量

（単位：k l）

年 度	処理量	内容（廃棄物の種類）	
		し 尿	浄化槽汚泥
平成 2 8 年	9, 3 0 6	1, 7 7 5	7, 5 3 1
平成 2 9 年	8, 8 6 0	1, 6 6 1	7, 1 9 9
平成 3 0 年	8, 9 5 0	1, 6 0 7	7, 3 4 3
令 和 1 年	7, 3 9 5	1, 5 6 2	5, 8 3 3
令 和 2 年	7, 3 0 5	1, 5 3 0	5, 7 7 5
令 和 3 年	7, 4 0 1	1, 4 1 0	5, 9 9 1
令 和 4 年	7, 2 0 4	1, 4 1 0	5, 7 9 4
令 和 5 年	7, 2 1 4	1, 4 5 0	5, 7 6 4
令 和 6 年	7, 2 1 9	1, 3 7 9	5, 8 4 0
令 和 7 年 計 画	7, 3 6 3	1, 4 0 6	5, 9 5 7